

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定について（ご案内） （セーフティネット保証4号の認定について）

【認定要件】※（1）の要件を満たし、（2）のいずれかの要件を満たすこと。

（1）業歴3か月以上1年1か月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある中小企業者。

（2）・災害等の発生後における最近1か月の売上高等と災害発生直前3か月間の月平均売上高等を比較+その後2か月間（見込み）を含む3か月の売上高等と災害等の発生直前3か月間の売上高を比較してどちらも20%以上減少していること→【様式第4-②】を使用

・災害等の発生後における最近1か月の売上高等と最近3か月間の月平均売上高を比較+災害発生直前3か月間の平均売上高等を比較+その後2か月間（見込み）を含む3か月の売上高等と災害等の発生後における直近3か月間の売上高を比較してどちらも20%以上減少していること→【様式第4-③】を使用

【提出書類】

<個人事業者>

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②災害等の発生後における最近1か月の売上高等がわかるもの（売上帳簿など）
- ③災害等の発生直前3か月間の売上高がわかるもの（売上帳簿など）【様式第4-②の場合のみ】
- ④災害等の発生後における最近3か月の売上高等の分かるもの（売上帳簿など）【様式第4-③の場合のみ】
- ⑤許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑥委任状（金融機関が書類提出する場合）

<法人>

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②災害等の発生後における最近1か月の売上高等がわかるもの（売上帳簿など）
- ③災害等の発生直前3か月間の売上高がわかるもの（売上帳簿など）【様式第4-②の場合のみ】
- ④災害等の発生後における最近3か月の売上高等の分かるもの（売上帳簿など）【様式第4-③の場合のみ】
- ⑤現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（3ヶ月以内） ※業種、法人確認のため。写し可
- ⑥許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑦委任状（金融機関が書類提出する場合）

【問合せ・申込先】

江南市役所 商工観光課 商工G
0587-54-1111（内線337）